



生活習慣病管理料について

診療報酬改定により、令和6年6月1日より

高血圧・糖尿病・脂質異常症の患者様は、

これまで算定していた「特定疾患療養管理料」から

「生活習慣病管理料」の算定へ移行となり、

個人に応じた療養計画書をもとに

専門的・総合的な治療管理を行います。

定期受診時に療養計画書により説明を受けた後、

同意書にサインをいただきます。

移行に伴い、窓口負担額についても

これまでの金額から変更がございます。

対象：糖尿病、高血圧、脂質異常症を主病で通院の患者様（ただし、在宅自己注射指導管理料等を算定している方は除く）

開始時期：令和6年6月1日

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・28日以上 of 長期の処方を行うこと
 - ・リフィル処方せんを発行すること
- のいずれの対応も可能です。

※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

